

ダイオキシン類等の排出規制

近年、燃料の多様化や廃棄物の有効利用の進展に伴い、プラスチックや廃棄物等を固形化した燃料を使用するボイラーが設置されており、石油価格の高騰が続く中、今後もこのような燃料を使用する施設の増加が考えられます。しかし、この施設からはダイオキシン類や塩化水素が排出されることが懸念されます。

ダイオキシン類等の排出は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等で規制されていますが、廃棄物ではないものを燃焼するボイラー等の施設については規制されていませんでした。

このため、本県は三重県環境審議会に、ボイラーに係るダイオキシン類等の排出規制について諮問したところ、平成18年12月に答申がありました。その概要は次のとおりです。

- (1) 条例において、プラスチック等を燃料として使用するボイラーを対象としたダイオキシン類等の排出基準を設定し、規制を行うこと。
- (2) ダイオキシン類等の排出基準を設定する施設は、ボイラーだけでなく、プラスチック等を使用することが可能であるばい煙発生施設等を対象とすること。
- (3) RDF（廃棄物固形化燃料）は、今後廃棄物ではないものとして扱われるようになることを想定し、規制の対象として規定すること。
- (4) 排出基準や測定方法は、固体の燃料を燃焼させることから、同様に燃焼反応を伴う施設である廃棄物焼却炉と同等の内容とすること。

本県では答申に従い、「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」を平成19年3月に改正し、同年7月からボイラー等に係るダイオキシン類等の排出規制を実施しています。

